

岩手県告示第 233 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成 19 年 3 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請のあった年月日 平成 19 年 2 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人福祉作業所すみれ館
 - (2) 代表者の氏名 三田哲雄
 - (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市中堤町 30 番 15 号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者に対して、生活・就労など社会自立援助に関する諸事業を行い、知的障害者の社会参加に寄与することを目的とする。